

館山市移住定住促進助成金交付要綱を次のように定める。

令和元年11月19日

館山市長 金丸 謙 一

告示第75号

館山市移住定住促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住定住を促進し、もって地域の活性化を図るため、本市に転入してきた子育て世帯の民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を、予算の範囲内において助成する館山市移住定住促進助成金（以下「助成金」という。）について、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住し、生活の本拠を置く意思をもって住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該記録された住所に居住することをいう。
- (2) 転入子育て世帯 助成金の交付を申請する日までに、他の市区町村（鴨川市、南房総市及び安房郡鋸南町を除く。）から本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録されている中学3年生以下の者を含む世帯をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 転入子育て世帯が自己の居住の用に供するために、賃貸借契約を締結した館山市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 公営住宅
 - イ 社宅、寮等の給与住宅
 - ウ 申請者の3親等以内の親族が所有している住宅及び賃貸住宅
 - エ 賃貸借契約の期間が1年未満の住宅
 - オ 館山市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に規定する暴

力団及び暴力団員等が所有する住宅

- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の直接住宅の賃料とはならないものを除いた額とする。
- (5) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担をする住宅に関する全ての手当等をいう。
- (6) 永住者 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に掲げる永住者をいう。
- (7) 日本人の配偶者等 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる日本人の配偶者等をいう。
- (8) 永住者の配偶者等 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる永住者の配偶者等をいう。
- (9) 定住者 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる定住者をいう。
- (10) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条から第5条までの規定により在留資格を有する者をいう。

（対象世帯）

第3条 この要綱による助成を受けることのできる世帯は、転入子育て世帯で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に定住することを目的に転入し、世帯員全員が当該民間賃貸住宅に入居している世帯。ただし、本市に転入後、1年を経過した世帯及び本市から転出後、5年に満たない期間内に再度転入した世帯を除く。
- (2) 世帯員全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (3) 世帯員全員が館山市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (4) 世帯員全員が市税を完納していること。
- (5) 世帯にこの要綱による助成を受けた者がいないこと。ただし、次年度も継続して申請する場合は除く。

(6) 世帯員に外国人を含む世帯の場合は、当該外国人が永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している者であること。

(7) 世帯に住宅手当を受給している者がいないこと。

(8) 世帯に館山市が開設する移住相談窓口において、移住相談を受けた者がいること。

(9) 世帯にその他の移住支援制度に係る助成を受けた者がいないこと。
(助成金の額及び対象期間)

第4条 助成金の月額は、家賃に2分の1を乗じた額とする。ただし、20,000円を限度とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

2 助成金の対象期間は、助成開始月から12か月までの範囲内とする。
(助成金交付申請)

第5条 助成金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、賃貸借契約の締結者とし、館山市移住定住促進助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、前年度交付決定を受けている者で、かつ、助成開始月から12か月を経過していない者が、当該年度に引き続き助成金の交付を受けようとする場合は、申請書の提出のみで差し支えないこととする。

(1) 世帯員全員の住民票の写し

(2) 館山市の市税等に滞納がないことの証明書（別記第2号様式。以下「完納証明書」という。）

(3) 賃貸借契約書の写し

(4) 住宅手当の支給を受けていないことの証明書（別記第3号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、館山市移住定住促進助成金交付決定通知書（別記第4号様式。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知する。

(助成金の交付等)

第7条 前条の決定通知書を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、館山市移住定住促進助成金交付請求書（別記第5号様式。以下「請求書」という。）に、家賃を支払ったことを証する書類及び完納証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 助成金の請求は、原則として年3回とし、4月から7月までの分については8月末日までに、8月から11月までの分については12月末日までに、12月から翌年3月までの分については翌年の3月末日までに行うものとする。ただし、助成金対象期間が終了する場合及び助成金の取消し等の事由が生じた場合にあっては、この限りではない。
- 3 市長は、請求書の提出があったときは、内容を審査の上、助成金の交付を行う。ただし、助成金の取消し等の事由が生じた場合にあっては、当該事由が生じた日の属する月の前月まで交付する。

（届出の義務）

第8条 助成金の受給者は、前条第2号の規定により、助成を継続する場合又は第5条各号に規定する提出書類に変更があった場合は、館山市移住定住促進助成金交付変更申請書（別記第6号様式。以下「変更申請書」という。）に当該変更を証する書類を添えて、市長に速やかに提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、館山市移住定住促進助成金交付変更承認通知書（別記第7号様式）により助成金の受給者に通知する。

（交付決定及び助成金の取消し）

第9条 市長は、助成金の受給対象となった世帯が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該助成金の交付の決定を取り消す。

- (1) 第2条第2号に規定する転入子育て世帯で無くなったとき及び第3条各号に規定する対象世帯に該当しなくなったとき。
- (2) 他の住所へ転居したとき。ただし、新たに館山市内の民間賃貸住宅に転居し、その世帯が第3条に規定する要件を満たす場合には、再度届出を提出することにより、継続して助成を受けることができるものとする。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(4) その他市長が助成金の交付の決定を取り消すことが相当と認める事由があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、助成金の受給者に対し、館山市移住定住促進助成金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。